

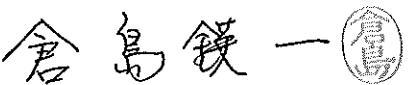
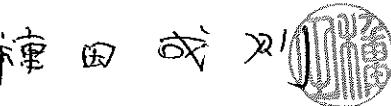
## 監査報告書

平成 29 年 5 月 23 日

社会福祉法人菜の花会  
理事長 白井由理様

私たち監事は、社会福祉法第 40 条及び社会福祉法人菜の花会定款第 11 条に基づき、平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの平成 28 年度における理事の業務執行状況及び法人の財産の状況について監査を行いました。  
その結果につき、下記のとおり報告いたします。

社会福祉法人菜の花会

監事 今島一  
  
監事 伊藤或  


記

1. 監査日時 平成 29 年 5 月 23 日 (火) 14:00~15:00
2. 監査場所 社会福祉法人菜の花会 ケアハウス シェ・モア 相談室
3. 監査実施内容
  - ・理事の業務の執行について、定款及び定款細則に従っているか、また事業活動報告書が法人の状況を示しているかについて、理事会議事録等関係書類を閲覧するほか、関係者から聴取を行った。
  - ・計算書類が法令及び定款に従い適切に処理され、法人の財産の状況を正しく示しているかについて、会計帳簿及び証憑書類の突合合わせ等の手続きを行った。
4. 監査結果
  - (1) 事業活動報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を示していることを認める。
  - (2) 理事の職務執行に関する不正の行為または法令・定款に違反する重大な事実は認められない。
  - (3) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、貸借対照表、事業活動収支計算書、資金収支計算書の記載と合致しているものと認める。
  - (4) 貸借対照表、事業活動収支計算書及び資金収支計算書は、法令及び定款に従い、法人の財産及び事業活動、資金収支の状況を正しく示しているものと認める。

以上